

## 教育局等における内部統制の推進及び評価の実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県内部統制基本方針に準じ、教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）における内部統制の推進及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象事務)

第2条 この要綱において、内部統制の対象事務は、個人情報保護及び文書管理に関する事務とする。

### (用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課所館 教育局の課所及び県立教育機関（県立学校を除く。）をいう。
- (2) 課所館長 前号の所属の長に当たる者をいう。

### (内部統制推進所属の設置)

第4条 内部統制を推進するため、内部統制推進所属を設置し、教育総務部総務課をもって、これに充てる。

- 2 内部統制の推進に関する事務は、総務課総務・情報企画担当が所掌し、内部統制推進所属の長がこれを総括する。
- 3 内部統制推進所属の長は、前項の規定に基づき次の各号の事務を行う。
  - (1) 庁内で内部統制を実施するために必要な体制の整備
  - (2) 各課所館における内部統制の推進に係る必要な指示及び調査
  - (3) 前号の調査に基づき必要と認める改善の指示及び対応状況の報告
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の推進に関して必要と認める事項

### (内部統制評価所属の設置)

第5条 内部統制を評価するため、内部統制評価所属を設置し、教育総務部総務課をもって、これに充てる。

- 2 内部統制の評価に関する事務は、総務課訟務・コンプライアンス担当が所掌

し、内部統制推進所属の長がこれを総括する。

3 内部統制評価所属の長は、前項の規定に基づき次の各号の事務を行う。

- (1) 各課所館における内部統制の評価に係る必要な指示及び調査
- (2) 前号の調査に基づき必要と認める改善の指示及び対応状況の報告
- (3) 業務における内部統制の評価及び内部統制評価報告書の作成
- (4) 前各号に掲げるもののほか、内部統制の評価に関して必要と認める事項

(内部統制実施責任者及び内部統制推進員の設置)

第6条 各課所館における内部統制の取組を推進し、評価するため、内部統制実施責任者を置き、課所館長をもって、これに充てる。

2 内部統制実施責任者は、課所館における内部統制の取組の推進及び評価に関する事務を補助する者として内部統制推進員を置き、課所館長が指定する者をもって、これに充てる。

(評価の実施)

第7条 内部統制実施責任者は、別に定めるところにより、業務における内部統制の自己評価を行う。

2 内部統制評価所属の長は、別に定めるところにより、前項の自己評価等を踏まえ、毎会計年度、内部統制の評価を行い、内部統制評価報告書を作成する。

(関係書類の保管)

第8条 内部統制推進所属の長、内部統制評価所属の長及び課所館長は、内部統制の取組及び評価に関する書類について、作成後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、内部統制推進所属の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。